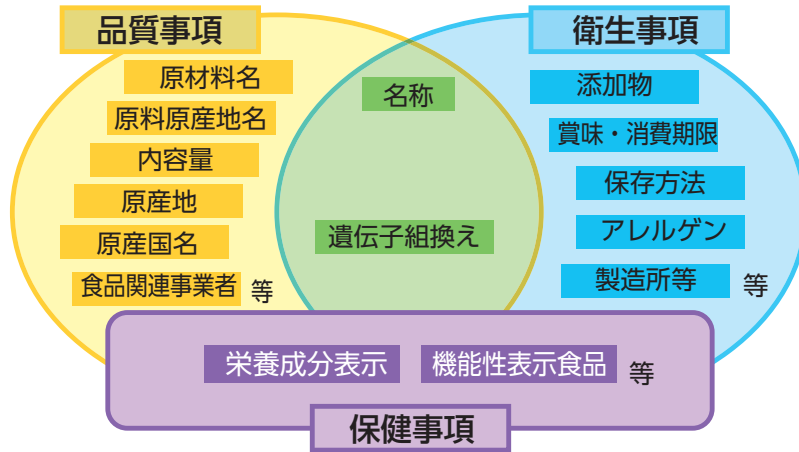


1

食品表示法

食品の表示については食品表示法に定めがあり、具体的な表示のルールが食品表示基準で規定されています。食品の製造者、加工者、輸入者又は販売者（食品関連事業者等）は、この基準を遵守することが義務付けられています。



- 品質事項：食品の品質に関する表示の適正化を図るために必要な食品に関する表示事項
- 衛生事項：国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示事項
- 保健事項：国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示事項

食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設（旧制度で任意となっていた栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする。）

- 整合性の取れた表示基準の制定
- 消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示
- 消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与効果的・効率的な法執行

目的

- 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大
- 【本法】
- 食品を摂取する際の安全性
 - 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会確保
- 【旧3法】
- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
 - JAS法…品質に関する適正な表示
 - 健康増進法…国民の健康の増進
- 基本理念（3条）
- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の自立の支援を基本
 - 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

立入検査等（8条～10条）

- 違反調査のため必要がある場合
- ～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

届出等（10条の2）

- 食品関連事業者等は、食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関に届け出る義務
- 内閣総理大臣～届出があったときは、その旨を公表

食品表示基準（4条）

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
 - 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
- ～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

内閣総理大臣等に対する届出等（11条・12条）

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき
- ～内閣総理大臣等に届出可
- ※内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、届出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権（適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定）

食品表示基準の遵守（5条）

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

権限の委任（15条）

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任（政令）

指示等（6条・7条）

- 内閣総理大臣（食品全般）、農林水産大臣（酒類以外の食品）、財務大臣（酒類）～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

罰則（17条～23条）

- 食品表示基準違反（安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反）、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日：平成27年4月1日
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

（消費者庁説明会資料より抜粋）

食品表示基準の条文一覧

第1章 総則		第3章 生鮮食品			
第1条	適用範囲（飲食店などの場合は、一部を除き、適用対象外）	第18条	横断的義務表示（名称、原産地、遺伝子組換えなど）		
	用語の定義		第19条	個別的義務表示（玄米・精米、食肉、乳、ふぐなど）	
第2章 加工食品		第20条		義務表示の特例（現地販売・無償譲渡、容器包装なしに係る特例規定）	
食品関連事業者 一般用	第3条		横断的義務表示	第21条	任意表示（栄養成分表示、栄養強調表示など）
		第1項 全ての食品に共通の表示（名称、原材料名、保存方法など）	第22条		表示の方式等（表示媒体、文字サイズなど）
		第2項 一定の食品に共通の表示（アレルギー、遺伝子組換えなど）			第23条
	第3項 表示の省略（第1項・第2項の例外）	食品関連事業者 業務用	第24条	義務表示（名称、原産地など）	
	第4条		個別的義務表示（旧JAS法の個別の基準、食肉、乳製品など）	第25条	義務表示の特例（外食用・現地販売用・無償譲渡用、容器包装なしに係る特例規定）
	第5条		義務表示の特例（酒類、現地販売・無償譲渡に係る特例規定）	第26条	任意表示（栄養成分表示）
	第6条		推奨表示（飽和脂肪酸、食物繊維）	第27条	表示の方式等（容器包装、送り状に記載できる事項など）
	第7条		任意表示（特色のある原材料、栄養成分表示、栄養強調表示など）	第28条	表示禁止事項（第23条第1項に準用）
	第8条		表示の方式等（様式、文字サイズ、製造所固有記号の表示箇所など）	上記以外の販売者	第29条
第9条	表示禁止事項（横断的禁止事項、個別食品に係る禁止事項）	第30条	表示の方式等		
第10条	義務表示	第31条	表示禁止事項（第23条第1項に準用）		
食品関連事業者 業務用	第10条	義務表示	第4章 添加物		
		第1項 横断的義務表示、個別的義務表示	食品関連事業者	第32条	義務表示（名称、添加物である旨、消費期限など）
		第2項 製造所固有記号		第33条	義務表示の特例（無償譲渡に係る特例規定）
		第3項 表示方法の例外		第34条	任意表示（栄養成分表示）
	第4項 表示の省略	第35条		表示の方式等（様式、文字サイズなど）	
	第11条	義務表示の特例（酒類、外食用・現地販売用・無償譲渡用などに係る特例規定）	第36条	表示禁止事項	
	第12条	任意表示（特色のある原材料、栄養成分表示など）	上記以外の販売者	第37条	義務表示（名称、添加物である旨、消費期限など）
	第13条	表示の方式等（容器包装、送り状に記載できる事項など）		第38条	表示の方式等（様式、文字サイズなど）
第14条	表示禁止事項（第9条第1項に準用）	第39条		表示禁止事項（第36条に準用）	
上記以外の販売者	第15条	義務表示（名称、保存方法、消費期限など）	第5章 雑則		
	第16条	表示の方式等	第40条	生食用牛肉の注意喚起表示	
	第17条	表示禁止事項（第9条第1項に準用）	第41条	努力義務（任意表示、書類の整備・保存に係る努力義務）	

食品・添加物対象適用条文（食品表示基準）

食品区分	食品関連事業者等		食品関連事業者以外の販売者
	【一般用】	【業務用】	
加工食品	(第2章第1節第1款) 第3条～第9条	(第2章第1節第2款) 第10条～第14条	(第2章第2節) 第15条～第17条
生鮮食品	(第3章第1節第1款) 第18条～第23条	(第3章第1節第2款) 第24条～第28条	(第3章第2節) 第29条～第31条
添加物 (添加物を販売する場合)	(第4章第1節) 第32条～第36条		(第4章第2節) 第37条～第39条

食品関連事業者以外の販売者とは？

反復継続性がなく、販売を業としない者を「食品関連事業者以外の販売者」といいます。例えば、小学校のバザーで袋詰めのカッキーを販売する保護者や、町内会の祭りで瓶詰めの手作りジャムを販売する町内会の役員等が想定されます。

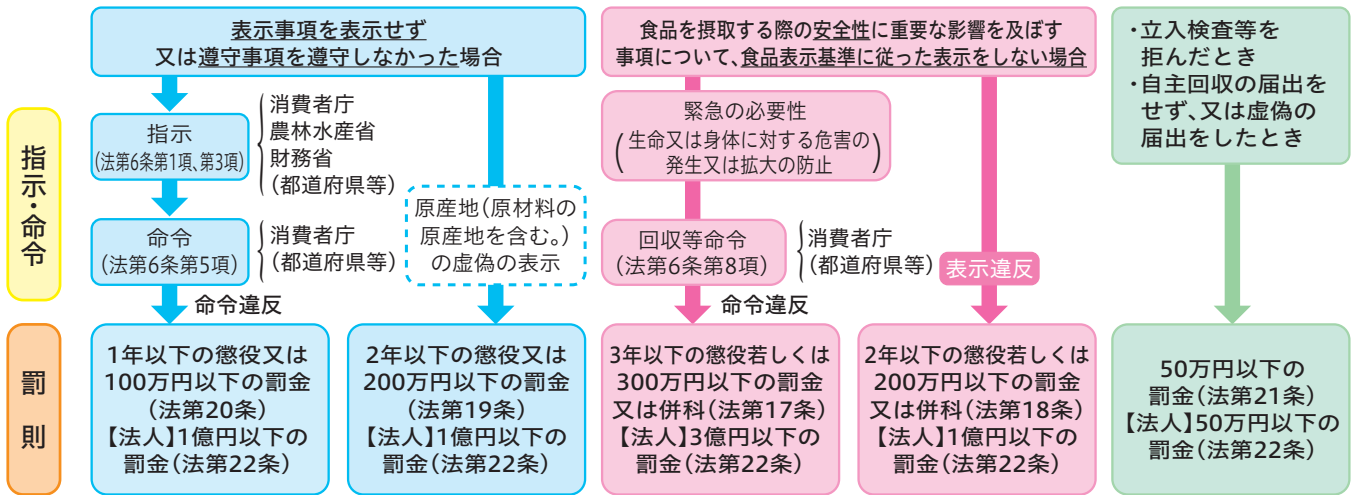


食品表示基準の別表一覧

別表	関連条項	分類	内容	表示事項		
				衛生	品質	保健
別表第1	第2条	食品の分類	食品表示基準の対象となる加工食品を定めるもの	●	●	
別表第2	第2条		食品表示基準の対象となる生鮮食品を定めるもの	●	●	
別表第3	第2条		食品表示基準の対象となる食品に係る定義を定めるもの		●	
別表第4	第3条	個別品目の表示	横断的義務表示事項に係る個別のルールを定めるもの	●	●	
別表第5	第3条	名称制限	名称規制に係る加工食品及びその名称を定めるもの		●	
別表第6	第3条	添加物	添加物の用途を定めるもの	●		
別表第7	第3条		添加物の物質名の代替となる一括名を定めるもの	●		
別表第8	第32条		食品衛生法施行規則別表第1に定める名称を用いない添加物の類を定めるもの	●		
別表第9	第3, 7, 9, 12, 21, 23, 26, 34条	栄養表示	栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量を定めるもの			●
別表第10	第2条		栄養素等表示基準値を定めるもの			●
別表第11	第2, 7, 9, 23条		機能を表示できる栄養成分について定めるもの			●
別表第12	第7条		栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値を定めるもの			●
別表第13	第7条		栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の基準値を定めるもの			●
別表第14	第3条	アレルギー	特定原材料を定めるもの	●		
別表第15	第3, 10条	原料原産地	原料原産地表示の対象食品を定めるもの		●	
別表第16	第2条	遺伝子組換え	遺伝子組換え対象農産物を定めるもの	●	●	
別表第17	第3, 9条		遺伝子組換え対象加工食品を定めるもの	●	●	
別表第18	第3, 18条		特定遺伝子組換えに係る形質、対象加工食品、対象農産物を定めるもの	●	●	
別表第19	第4, 5条	個別品目の表示	一般用加工食品の個別的表示事項を定めるもの	●	●	
別表第20	第8条		様式、文字ポイント等表示の方式等の個別ルールを定めるもの	●	●	
別表第21	第9条		牛乳の切り欠き表示の様式を定めるもの		●	
別表第22	第9条	表示禁止	個別の加工食品に係る表示禁止事項を定めるもの		●	
別表第23	第13条	業務用加工食品	業務用加工食品の容器包装に表示しなければならない事項を定めるもの	●		
別表第24	第19, 20, 24, 25条	個別品目の表示	一般用生鮮食品の個別的表示事項を定めるもの	●	●	
別表第25	第27条	業務用生鮮食品	業務用生鮮食品の容器包装に表示しなければならない事項を定めるもの	●		

罰則について

食品関連事業者等が食品表示法に係る違反等を行った場合には、罰則が設けられています。



食品表示基準や食品表示基準に係る通知・Q & A等のHP掲載箇所について

食品表示を作成する基となる、食品表示基準や食品表示基準に係る通知・Q & Aについては、下記の消費者庁HPに掲載されています。

その他、法令や政令についても、同じく下記の消費者庁HPに掲載されています。

消費者庁HP (法令及び一元化情報) : https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

食品表示法の適用範囲について

食品表示法は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合に適用されます。ただし、一部の 경우에는 表示が免除されています。(義務表示の特例)

業務用と一般用について

- 業務用加工食品
 - 加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のもの
- 業務用生鮮食品
 - 生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるもの
- 業務用添加物
 - 添加物のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のもの

これら「業務用」に当てはまらないものは「一般用」に当てはまります。

